

いては日本国の統治者としての国民が最終的な責任を負うべきものであること（憲法1条、15条1項参照）に照らし、原則として日本の国籍を有する者が公権力行使等地方公務員に就任することが想定されている」としているところ、今回の相模原市人権施策審議会では何故か日本国籍ではない外国人が委員として就任しています。

このように外国人が委員として日本国憲法によって優越的地位にある「表現の自由」を「公権力によって制限」する審議に日本国籍を有しない外国人が「参画」していることは、上記内閣法制局・最高裁判例に照らし国民主権の原理・当然の法理に反する憲法違反の事態なのではないでしょうか。

外国人の意見を聞くのであるなら、参考人やアンケート等いくらでも代替手段があり、憲法違反のリスクを取る必要は全くありません。

現に先行する川崎市において平成28年12月27日に川崎市人権施策推進協議会が川崎市に提出した報告書「優先審議事項報告書・ヘイトスピーチ対策に関する提言」は「川崎市人権施策推進協議会」「多文化共生社会推進指針に関する部会」の二つの審議会で、各1名ずつ日本国籍でない外国人が委員として「参画」していたことから、違憲無効な報告書であるとして報告書作成に関わった全委員の報酬を返還する旨、川崎市長に対し住民監査請求が提出されています。

以上のことから請求人は監査委員に下記の措置を求めます。